

○独立行政法人日本スポーツ振興センター行政機関等匿名加工情報取扱規程  
(令和4年3月30日令和3年度規程第53号)

独立行政法人日本スポーツ振興センター非識別加工情報取扱規程(平成29年度規程第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)における行政機関等匿名加工情報の作成、提供、提案の募集等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 センターにおける行政機関等匿名加工情報の作成、提供、提案の募集等については、法その他関係法令等の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法の定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第3条 センターは、行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成することができる。

2 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 法第69条の規定にかかわらず、センターは、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集)

第4条 センターは、保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に法第108条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。)について、次条第1項の提案を募集するものとする。

2 前項の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、センターに対し、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別記様式第1号)及び誓約書(別記様式第2号)を提出し、当該事業に関する提案をすることができる。この場合において、代理人によって提案をするときは、当該代理人の権限を証する委任状(別記様式第3号)を添付しなければならない。

2 前項の提案をするときは、前項の書面に加え、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 提案をする者が個人である場合、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合、当該提案をする者が本人であることを確認するためセンターが適当と認める書類

(4) 利用に供する事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(5) 前各号に掲げる書類のほか、センターが必要と認める書類

3 前項の規定は、代理人によって提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

4 センターは提出された書面若しくは書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

- (2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 第14条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第7条 センターは、第5条第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- (1) 提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
  - (3) 特定される加工の方法が第9条第1項の基準に適合するものであること。
  - (4) 利用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
  - (5) 利用に供する事業の用に供しようとする期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点や、事業並びに利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
  - (6) 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止等適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
  - (7) センターが提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、センターの事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 前項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる書類を添えて審査結果通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。
- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(別記様式第5号)(第11条第2項で準用する場合を含む。)により作成した第8条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
  - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 3 第1項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項各号に規定する書類に必要な事項を記入してセンターに提出し、第12条に定める手数料を納付することにより、センターとの間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成)

第9条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするため以下の基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現にセンターにおいて取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、センターから行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第10条 センターは、前条の規定により作成された行政機関等匿名加工情報について、法第115条に基づき、作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 第9条の規定に基づき作成され前条の規定により個人情報ファイル簿に前条各号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、センターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第2項から第4項まで及び第6条から第8条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第5条中「別記様式第1号」とあるのは「別記様式第7号」と、第7条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、第7条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第4号」とあるのは「別記様式第8号」と、第7条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第9号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第12条 第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約をセンターと締結する者は、手数料として、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額を納めなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 前条第2項の規定により準用する第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約をセンターと締結する者は、手数料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第8条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 第8条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(取扱従事者の変更)

第13条 行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書記載事項について、第8条(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)の都合により変更が生じた場合は、センターは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまで言えないもの(行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者(以下「取扱従事者」という。)又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合や取扱従事者の除

外・追加・交代等)については、直ちにセンターへ記載事項変更申出書(別記様式第10号)により申し出させる。

- (2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更に当たるもの(利用期間の延長、利用目的の追加・変更等)については、第11条の規定に基づき、作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案を行わせる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第14条 センターは、契約相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第6条各号(第11条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第15条 センターは、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 センターは、行政機関等匿名加工情報、第3条第4項に規定する削除情報及び第9条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める。
- (2) この規程に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずる。

3 前2項の規定は、センターから行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第16条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事するセンターの役員若しくは職員(嘱託及び臨時に勤務する職員を含む。)又はこれらの職にあった者
  - (2) 前条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者
- (匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第17条 センターは、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報の保護

に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 センターは、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 センターは、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前2項の規定は、センターから匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報保護委員会への報告)

第18条 センターは、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 契約相手方が第14条各号の一に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。
- (2) 契約相手方が法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条第1項関係)

行政機関等匿名加工情報を用いて行う事業に関する提案書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条第1項関係)

誓約書

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条第1項関係)

委任状

[別紙参照]

別記様式第4号(第7条第2項関係)

審査結果通知書

[別紙参照]

別記様式第5号(第7条第2項第1号)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

[別紙参照]

別記様式第6号(第7条第3項関係)

審査結果通知書

[別紙参照]

別記様式第7号(第11条において読み替えて準用する第5条関係)

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

[別紙参照]

別記様式第8号(第11条において読み替えて準用する第7条第2項関係)

審査結果通知書

[別紙参照]

別記様式第9号(第11条において読み替えて準用する第7条第3項関係)

審査結果通知書

[別紙参照]

別記様式第10号(第13条第1項第1号関係)

記載事項変更申出書

[別紙参照]